

裁判所の検事及び控訴院の検事に於て之を爲すことを得へく地方裁判所の言渡に對する再審の訴は其裁判所の検事は勿論控訴院の検事及び大審院の検事に於て之を爲すことを得へく又控訴院の言渡に對する再審の訴は其院の検事及び大審院の検事に於て之を爲すことを得へきものなり故に區裁判所に於て爲したる刑の言渡に對する再審の訴は大審院の検事は之を爲すことを得ざるへく地方裁判所に於て爲したる刑の言渡に對する再審の訴は區裁判所の検事は之を爲すことを得ざるへく又控訴院にて爲したる刑の言渡に對する再審の訴は區裁判所及び地方裁判所の検事は之を爲すことを得ざるなり而して上告裁判所たる控訴院又は大審院の検事は自己の職權を以て再審の訴を爲すのみならず又司法大臣の命令に因り之を爲さざるを得ざることを得ざるものとする是等検事より再審の訴を爲すは元來検事は法律の適用の監督者にして公益を保護する職權あるものなるに故なり

第二 刑の言渡を受けたる者○不當の刑の言渡を受けたる者が再審を爲

すよとを得へきは其自己の利害の關係極めて大なるに故なり

第三 刑の言渡を受けたる者死去したるときは其親族○再審は實に非常特別の上訴にして刑の言渡を受けたる者死去したるときは雖も其親族をして再審の訴を爲すよとを得せしむ是れ蓋し死者の名稱に關するを極めて大にして其結果遂て親族の名稱にも關係するにたるを以てなり

第三 訴訟手續

此訴訟手續も亦上告裁判所に至るまでの訴訟手續及び上告裁判所に於ける訴訟手續の二箇に分ちて説明せん

第一 上告の裁判所に至るまでの訴訟手續

刑の言渡を受けたる者又は其親族より再審の訴を爲さんとするときは其趣意書を原裁判所に差出さる可からず又是と同時に原判決の謄本及び證據書類を差出さる可からず是等の書類を差出したるときは原裁判所の検事は其書類は意見書を添へて之を上告裁判所の検事に差出す可きものとす

再審の訴



又再審の訴を爲さんとする者原裁判所の検事及び控訴裁判所の検事なるときは前と同一の手續に従ひ上告裁判所に書類を差出す可きものなり故に區裁判所の判決に對する再審の訴は之を控訴院に爲し地方裁判所の判決に對する再審の訴は之を大審院に爲すものなりとす

第二 上告裁判所に於ける訴訟手續

上告裁判所が再審の訴を受けたるときは第一通常上告の場合の如く受命判事を選定し受命判事をして取調を爲し其報告を爲さしむ第二上告裁判所に於ては受命判事の報告及び検事の意見を聽きて其判決を爲すなり第三再審の訴理由なしと認むるときは判決を以て棄却の言渡を爲すなり第四再審の訴理由ありと認めたるときは原判決を破毀す此破毀の場合には事件の取調を爲さざるを得ず然れども上告裁判所は事實に立入り取調を爲すまじを得ざるものなるにより公訴及び私訴に付き再審を爲す可きまじを言渡し其事件を原裁判所と同等なる他の裁判所に移す而して其移送を受たる裁判所は通常の手續に従ひ其裁判を爲すあり

右は通常の場合なりと雖も此に例外あり即ち刑の言渡を受けたる者死去して其親族より再審の訴を爲したるときは上告裁判所に於て再審の理由ありと認めたるときは之を他の裁判所に移すまじなく直に原判決を破毀するに止まる是れ刑の言渡を受けたる者既に死去したる場合なれば他の裁判所に移すも覆審を爲すまじを得ざればなり此の如く只破毀するに止まり有罪無罪の取調を爲さざるも既に原判決を破毀すれば刑を言渡したる判決はなきものとなる故に自然無罪と爲るなり

上告裁判所の破毀により事件の移送を受けたる裁判所に於て審理の末無罪の言渡を爲したるとき及び刑の言渡を受けたる者死去したるも爲り上告裁判所に於て單に破毀したる時は被告人の名誉を回復する爲め之を揭示して社會公衆をして其者の犯人にあらざるまじを知らしむるものなり

第七編 大審院の特別権限に屬する訴訟手續

大審院は上告を受理し法律適用の當否を審査する所にして事實の審理を爲す可き所にあらす然るに大審院に屬する特別権限として事實の審理を

大審院の特別権限に屬する



爲さしめたるを以て故に此第七編は其場合に於ける訴訟手続を定めたるものなり然れども本編の末條に規定せるか如く本編に定めたるものを除くの外豫審公判の手続は渾て通常の手続を準用す可きものなり

大審院の特別権限に属する事件の如何なるものなるやは裁判所構成法第五十條第二號に定むる所にして即ち刑法第二編第一章に定めたる皇室に對する重罪及び第二章に定めたる國事に關する重罪并に皇族の犯したる罪にして禁錮以上の刑に處す可きもの、豫審及公判なりとす

第一 大審院の特別権限に属する犯罪の捜査は通常の場合とは異なれり通常は管轄裁判所の検事か犯罪の捜査を爲すものなるに此場合は最高等裁判所の検事即ち検事總長に於て之を爲すものとす是れ其事件の重大なるか故なり此の如く検事總長主として其捜査の責に任するも夫の國事犯の如き犯人夥多にして検事總長一人の能く爲し得べき所にあらず故に地方裁判所の検事及び司法警察官も亦捜査を爲し検事總長に報告を爲さしむるなり

第二 若大審院の特別権限に属する犯罪の現行犯にして急遽を要するときは通常現行犯の場合に於けるか如く地方裁判所の検事區裁判所の検事及び司法警察官は豫審處分に着手することを得然れども此場合に特別なるは通常の場合には先づ豫審判事に之を通知して後之れに着手せざる可からず然るに此場合は豫審判事に通知するに及ばず其所以は豫審判事は其事件を管轄する権限なし権限なき豫審判事に通知するに及ばざるは當然なればなり而して其處分の結果は地方裁判所の検事より検事總長に報告す又検事の配下の者の爲したることは検事より取次きて報告を爲すものとす

要するに此場合に於て捜査及び起訴の處分を検事總長に爲さしむるは其起訴するに否とは大に公益上に關係を有するものなるによりて之を司法大臣と接近せる検事の手に委ねたるものなり  
第三 若何れの場合に於ても検事總長は大審院の特別権限に属するものなるや否や又其事件なりとするも起訴す可きものなるや否やを見分け起



許す可きもの認めたるときは大審院長に向て其事件に付き豫審判事を命せんとす請求するなり

第四 大審院より命を受けたる豫審判事は總ての豫審處分を爲したる上にて最早他に取調の必要なしと認料したるときは其訴訟記録に意見を付して大審院に差出す可きなり

此に注意す可きは通常豫審判事か事件の取調を終りたるときは豫審終結の決定を爲さる可からざるものなるに此場合は終結の決定を爲すことなく只訴訟記録に意見を付して之を差出すのみ是れ夫の公判に於て輕罪として檢事より直に起訴したる事件にして重罪なるときは受命判事を任し之れに豫審を爲さしむる場合と殆ど同一なり尤も其場合の受命判事は意見を付せざるものなれば公判に參與するを得るなり然るに此場合に於ける豫審判事は公判に參與するを得るや否や理論上より云ふときは意見を付するものなれば公判に參與するを得すと云ふはざる可からず然れども成程上より云へば公判に參與するを得と云ふへし何と云へば

判事職務の執行より除外せらる可き場合を定めたる第四十條第四號には殊に豫審終結に干與したる判事とあればなり

第五 大審院に於ては檢事總長の意見を聽き其事件を公判に付す可きや否やの決定を爲す即ち第一免訴す可きや將た有罪とす可きや若し有罪とすれば自己の管轄に屬するものなるや將た他の裁判所の管轄に屬するものなるやの豫審の決定を爲すなり故に其事件地方裁判所又は區裁判所に屬するものと決定したるときは管轄裁判所を指定し其事件を之れに送付し若し特別裁判所に屬するものと決定したるときは決定を以て管轄連の言渡を爲さる可からず又豫審免訴の場合に於けるか如く其事件罪とならず證據十分ならず公訴の時効に罹りたるとき確定判決を経たるとき大赦ありたるとき法律に於て其罪を全免するときは免訴の決定を爲し其事件自己の管轄なりと認めたるときのみ獨り大審院の公判に付するの決定を爲す可きものなり

本編を終るに臨み實際問題たる此度の天津事件に付き大審院に於て之を



管轄するの権限ありや否やの問題に付き聊か意見を陳述せん  
 大審院に之を管轄するの権限ありと主張する者は第三百十五條を根據と  
 して立論するものなり第三十五條に曰く「其事件地方裁判所の権限に屬  
 するものと決定したるときは管轄裁判所を指定し其事件を送致す可し」と  
 論者は此に「決定したるときは」とあるの故を以て他の裁判所に屬するもの  
 と決定するに否とは大審院の自由にして大審院は他の裁判所に送達する  
 の決定を爲さずして自ら之を管轄するの決定を爲すことを得へしと論ず  
 るものなれどもこれ甚だ頼なきの説なり大審院は決して論者より言ふか  
 き専横の權利を有せず大審院は他の裁判所の権限に屬するか將た自己の  
 権限に屬するを決定するの權利ありと雖も苟も他の裁判所の権限に屬  
 す可きものと認めたる以上は必ず之れに送致せざる可からず他の裁判所  
 の権限に屬することを認めながら尙ほ自己に於て管轄することを決定す  
 るか如きは不法の處置と云はざる可からず  
 若し他の裁判所に屬す可き事件なるに限りて自己の管轄なりと決定した

るときは如何元來決定は一旦之を爲すに於ては最早之を取消すよとを得  
 るものなるや通常の場合に於て抗告あれば再審判事は決定を更正する  
 ものなり此際より見るときは自ら決定の不都合なるよとを發見したる場  
 合に於ても亦之を更正するよとを得ると云はざる可からず故に大審院に  
 於て一旦爲したる決定の誤謬にして元來他の裁判所の権限に屬す可きも  
 のなることを發見したるときは直に其決定を更正し他の裁判所に送致す可  
 きものと信す  
 若し決定後十分取調を爲し終りたる後自己の権限に屬せざるよとを發見  
 したるときは如何うなる場合に於て如何に之を處分す可きやは法律上別  
 に之を定むるよとなし故に刑事訴訟法の全體に付き各條項を參照して如  
 何に之を決定す可きやを研究せざる可からず本編の末條たる第三百十六  
 條に「前數條に於て特に規定したるものを除くの外豫審公判の手續は第三  
 編第四編の規定を準用す」とあり此法條に依り通常の場合に於ける規定如  
 何を見る可からず而して第四編第二章區裁判所の公判手續中其第二百



二十二條に被告事件其裁判所の管轄に屬せざるるときは判決を以て管轄連の言渡を爲す可しとあり又其第三章地方裁判所の公判手續中第二百四十四條に「裁判所に於ては被告事件區裁判所の管轄に屬するものと認めたる」と雖も第一審の判決を爲す可し」とあり此の如く區裁判所に於ては管轄連の言渡を爲す可しと云ひ又地方裁判所に於ては自ら之か裁判を爲す可しと云ひ此是其規定を異にす

論者曰く區裁判所に於て管轄連の言渡を爲さざる可からざるは固より理の當然にして區裁判所は自己の権限に屬せざる重大なる事件の裁判を爲すを得ず是を以て法律は管轄連の言渡を爲し正當管轄の裁判所をして之か裁判を爲さしむ然れども地方裁判所に於て區裁判所の権限に屬す可き事件を發見したるときは大は小を兼ねるの原則に據りて之か裁判を爲さしむるものなり此の理を以て推すときは大審院に於て地方裁判所又は區裁判所の権限に屬す可き事件を發見したるときと雖も大審院は最上等の裁判所なるが故に亦大は小を兼ねるの原則に因り大審

院に於て之か裁判所を爲すも取て不都合にあらす也

然れども余の説を以てすれば論者の説は其當を得ざるものと信す或る程法律は地方裁判所をして元來區裁判所の権限に屬す可き事件の裁判を爲すよとを得せしむ然りと雖も是を以て未だ遽に大審院も亦他の裁判所の権限に屬す可き事件の裁判を爲すよとを得と云ふを得ざるなり地方裁判所か區裁判所に屬す可き事件の裁判を爲すに當ては第二審として之を裁判するにあらす第一審として之か裁判を爲すものなり故に被告人は地方裁判所の與へたる裁判に不服なれば控訴院に控訴を爲し之か覆審を求むることを得反之大審院は常に終審として之か裁判を爲すものなれば假令大審院は最上等の裁判所にして其手續は却重なりと雖も之を以て被告人に利益なりと遽斷するを得す加之第二百三十六條に前章の規定は此章に別段の定めなきもの限り地方裁判所の輕罪重罪の公判に準用すとありて區裁判所の公判手續を以て通則と爲したり故に凡そ裁判所は自己の権限に屬せざる事件なるときは管轄連の言渡を爲し管轄裁判所に送致す可







裁判確定したるに依り檢察官が刑の執行を爲すときは被告人既に拘禁の身  
と爲り監獄署に在るか又拘禁せられざる被告人にして在宅したるときは  
之れに對して執行の命令を發して之を引致し以て裁判の執行を爲すなり  
然れども場合に依りては被告人刑の言渡を受けたる後逃走し若くは刑の  
言渡前既に逃走し大席の置裁判を言渡したることありて直に之か執行を  
爲すに由なければ之れに對して逮捕狀を發せざる可からず此逮捕狀は拘  
留狀と同一の効力を有するものにして之れに依りて被告人を逮捕し以て  
刑の執行を爲すなり

檢察官の執行に任ずるは只身體を拘禁する體刑のみならず罰金料料沒收等  
の言渡を執行するは勿論刑の言渡に伴ひ生したる裁判費用其他追徴金の  
沒收に付ても亦檢察官に於て之れか執行の責に任ずるなり加之應禁物は之  
を破毀し偽造證書は之を廢棄するか如き沒收物品の處分に至るも總て檢  
察官の爲すものとす

只今述べたる如く刑の執行に關する原則は裁判の確定したるとき直に執

行す可きものなり然るに其例外ありて死刑の言渡は假令裁判確定するも  
直ちに之を執行するを得ず裁判確定したるとき檢察官より直に訴訟書類を  
司法大臣に差出し司法大臣より其執行を爲す可き命令ありたるとき三日  
内に之を執行するなどは是れ死刑は一旦之を執行するときは後日其裁判の  
不當なることを發見するまどあるも最早取返すと能はざるものなるか故  
なり而して死刑は獄内に於て檢察官裁判所書記及び典獄立會の上之を實行  
するなり之を實行し終りたるときは裁判所書記始末書を作り立會官吏と  
共に署名捺印し之を存し以て正當に行ひたる證左と爲すものなり  
既に抗告の場合に於て述べたる如く刑の言渡を受けたる者其言渡に付き  
疑義の申立を爲したるとき又は其執行に付き異議の申立を爲したるとき  
は刑の言渡を爲したる裁判所に於て其當否の決定を與ふるなり而して其  
決定に對して不服なる者は抗告を爲すまどを得へし  
損害の賠償及び訴訟關係人に辯済す可き訴訟費用は檢察官に於て之か執行  
を爲さしむるものにあらず民事訴訟法の規則に従ひ訴訟關係人より被刑



人に對して之が請求を爲し總て民事の規則に従ふものとす

### 第四十二回

### 第二章 復権

復権

復権のことは刑法第六十三條以下に規定する所なり抑復権は如何なるものなるや又復権は正當なるものなるや否やの問題は總て刑法に於て研究す可きものなり故に此刑事訴訟法に於ては深く是等の問題に立入可きものにあらざり只復権の如何なるものなるやに付き一言せんのみ

復権は刑法に依りて公権を剝奪せられたる者より其公権を取戻す方法なり而して此剝奪公権なるものは附加刑にして常に重罪に伴ふものなり從て復権を得る者は重罪の刑に處せられたる者とす此復権は國君の與ふる一種の恩典なり即ち或憲法第十六條に天皇は大赦特赦減刑及復権を命ず可むるものは是なり

重罪の刑に處せられ公権を剝奪せられたる者か復権を得るには多少の時間を経過したる後なるを要す是れ刑法第六十三條に規定する所なり主刑

を終りたる者例へば有期徒流刑重懲懲役に處せられたる者の如き其主刑の執行を受け終りたる日より起算し五箇年の後復権の願を爲すことを得又主刑の執行を受けず刑の時効を得たる者も亦之か爲り復権の願を爲す能はざるものにあらざり時効に依り主刑の執行を免かれたるものは捕に就きたるときより監視に付せらるるものなり故に監視に付せられたる日より起算して五箇年を経過したる後復権の願を爲すことを得るなり而して何か故に此の如き年限を必要とするや是れ復権は多少本人の悔悟し將來に公権を復するも危険なるとき其情況如何に依りて與ふる恩典なれば直に之を知るを得ればなり

此の如く復権は國君の與ふる一の恩典なるより故に之を得んとする者は之を懇願せざる可からず決して當然之を得るものあらざるなり故に刑事訴訟法に於て其懇願の手續を定む

第一復権は何人に之を爲すや曰く司法大臣に之を爲すものなり第二司法大臣に至るには何人か之を取次ぐや曰く復権の願を爲す者の住居せる地

復権の願  
は何人に  
り何人に  
は何人に  
よ



之を爲す  
や

の地方裁判所の檢察に之を差出すものなり通常刑の執行に關するまじは刑を言渡したる裁判所の檢察に於て總ての之を爲すものなるに此場合に限り復権の願を爲す者の住居せる地の裁判所の檢察を以てする所以のものは二箇の理由あればなり若し必ず刑の執行を爲したる裁判所の檢察に爲さざる可からざるものとするときは現在住居する土地は刑の執行を受けたる裁判所と非常に懸隔するまじありて其願を爲す者の爲め頗る不便なるを以て法律か其願を爲す者に與へたる一の便宜なり又復権は其願を爲す者の權利にあらずして法律か之れに與ふる一の恩典なり從て其者の從來の品行現在の有様將來の義操如何等に依り其許否を決するものなり而して是等の取調を爲すには其住居地の裁判所檢察最も適當なるが故なり

復権願書  
に添へて  
差出す可  
き書類

復権の願書に添へて差出す可き書類は第三百二十五條の定むる所にして即ち左の如し

第一 判決の正本の判決書を添ふるは之れあらざれば果して言渡された

る刑を受け終りたるや否や之を知るに由なし又若し時効を得たるものなれば果して時効の期間を經過したるや否や其他犯罪の性質に依り復権を許す可きや否やは皆判決の正本に依りて知るの必要あるが故に必ず之を添へしむるなり

第二 主刑の満期時効と爲り又は時効の成就したるまじを證明する書類  
○若判決の正本のみにては未だ果して刑を執行し終りたるや又時効を得たるや等を知るに十分ならざるが故に果して言渡されたる刑を受け終り主刑の満期と爲りたるまじを證明する證據書類なり可うらす又時効の如きは裁判確定後國君の行ふものなれば固より判決の正本に之れあるの理なく刑の執行中時効に依りて刑の消滅するまじあり又始めより赦免に依りて刑を受けざるまじあり故に復た之を證明するの書類なかる可からず加之時効は大赦の如く當然復権を得るものにあらずれども赦狀中或は復権を得せしむることあり從て其有無及び復権と得ざるまじの時効ありたるまじより何年を經過せしやを知るには必ず其赦狀



を要するなり又時赦と雖も其中斷を行ふとあるが故刑の言渡確定したる日より時効の期間を經過し曾て中斷あらざりしや否やを知るには他の書類を必要とするなり

第三 假出獄及び假りに監視を免られたる證書○夫の假出獄なるものは被刑人品行方正にして能く獄則を遵守し改悛の状ある者に對して行ふものにして假りに監視を免するにも亦能く其規則を遵守し十分謹慎の状あるとき行ふものなり故に是等の書類は大に復権を許すの價値ありや否やを知るの材料と爲る可きものなれば之を添へて差出さしむるなり

第四 賠償及び訴訟費用を辨濟し又は其義務を免かれたる證書○復権は主刑の消滅したるとき行ふ所の特別の恩典なれば犯罪に依りて生じたる損害及び訴訟費用を辨濟したるか否らざるも權利者より免除等に依り既に其義務を免かれたる場合ならざる可からず故に其有無を證する證書を添へしむるなり

第五 過去現在の住所及び生計を記載する證書○刑の消滅したる以來即ち過去現在に於ける住所の如何に因りて被刑人の品行及び其心情の如何を知るに足るべく又生活の有様を依りて其如何を知るに足るべし殊に正業に就きたると否らざるは大に其如何を知るに足るべきものなるを以て之を差出さしむるなり

右の書類中或はあるものあり或はなきものあり之れあるものは必ず判決の正本と共に地方裁判所の検事に差出す検事は願人の品行其他必要の取調を爲し其書類に意見書を添へ控訴院の検事長に差出す検事長は又更に果して検事の言ふ通なるや否や等必要の取調を爲し自己の意見を付し司法大臣に差出すなり而して司法大臣も亦其書類を取調へ之れに意見書を付して上奏するものとす舊治罪法に於ては司法大臣に於て復権を許す可からざるものと認めたるときは之を却下し敢て上奏するに及ばざりしか此刑事訴訟法は司法大臣に此權を與へず如何なる場合に於ても司法大臣は必ず之を上奏せざる可からざるものとせり是れ事を鄭重に爲したるなり



復讐の許否は天皇の大権なるか故なり然れども其實際に於ては司法大臣の意見の如く天皇に於て許否の裁可あらせらるゝことと信するなり  
 天皇の勅裁に因り復讐の願を却下せられたるときは復讐の願を為す場合の如く司法大臣より其旨を控訴院の検事長に通知し検事長より願書を差出したる地方裁判所の検事に通知するものなり  
 右却下の場合に於ては更に復讐の願を為さんとする者は直に之を為すを得ずして刑法第六十三條に定めたる期間の半即ち更に二箇年半の後にあらざれば之を為すよとを得ず  
 右の期間を経過し更に復讐の願を為すに付ても亦更に前の手續に従ひ之を為すものなり

又復讐の許可ありたる時は司法大臣より控訴院の検事長に通知し検事長より地方裁判所の検事に通知し検事より其裁可状の謄本を本人に渡す是れ本人をして復讐を得たる證據として大切に之を保存せしむる爲なり又刑の言渡を爲したる裁判所に裁可状の謄本を送致し其裁判所に於ては之

を判決の原本に記入するものなり是れ蓋し後日に存し何等の證據と爲すものならん舊治罪法には一旦復讐を得たる者再び罪を犯したるときは遂に復讐を願ふことを得ざりしか新刑事訴訟法は此規定を削除したり今日に於ては復讐を願ふの正當の理由あるに於ては再犯たるを否とを問はざるか故に判決の原本に記入する必要なうるへし又た他の點より云ふも大赦の場合は罪其ものを消滅に歸せしむるものなれば假令再び罪を犯すも再犯の故を以て刑を加重せず然るに復讐は只附加刑たる公権を行ふを禁したる附従の刑を解き將來に之を行ふよとを得せしむるに止まり決して罪其ものに影響を及ぼさざるものなれば判決の原本に之を記入するは何等の必要に出でたるものなり之を知るに由なし

### 第三章 特赦

特赦も復讐と同じく國君の行ふ所の特別の恩典なり特赦の何ものたるよとも刑法上に於て研究す可きものにして刑事訴訟法は只其手續を定めたるのみ故に此には其詳しきよとを述へず

特赦







て刑の言渡を爲したる裁判所の檢察に通知し檢察より其裁可状の謄本を刑を受けたる者に下附し又其旨を判決の原本に記入するは復権の場合の如し

特赦の復権と異なるは特赦の場合は檢察長を經由せずして檢察及び監獄署長より司法大臣に申立つるとを得然るに復権は必ず檢察長を經由せざる可からず是れ蓋し特赦の場合は監獄署長をして之か申立を爲すを得せしむるか故に尚ほ檢察長をして之に與からしめざるも十分にして事に害なしと看做したるものならん又特赦は檢察及び監獄署長の申込に依りて之を爲すものなれども復権は本人の願に依りて之を爲す者なりとす元來特赦は刑の言渡を受けたる者をして其執行を受けしめ又は其全部の執行を受けしむるは當然にして法律上之を如何とす可からざるも情状の頗る過酷なる場合に於て刑を全免し若くは減輕するものなり故に刑の言渡を受くるや直に特赦に遇ふよとあり又數年の後之に遇ふよとあり

附則

附則

附則第一條に「此法律施行前に受理したる再審の故障及び其故障の判決に對する上告は之を受理したる地方裁判所及び大審院に於て之を抗告として裁判す可し」とあり蓋し治罪法には再審終結の言渡に對し會議局に故障の申立を爲すよとを得又其判決に對して上告を爲すよとを得たりしか新刑事訴訟法は之を廢せり從て新刑事訴訟法頒布の際に當り舊規則に従ひ爲したる故障及び其故障の判決に對する上告は如何に之を處分す可きや本條は即ち此問題を決したるものなり刑事訴訟法は故障なるものを廢したるも之に代ふるに抗告なるものを以てせり故に既に會議局の受理したる故障は地方裁判所に於て之を抗告として取扱ひ又會議局の故障に對する判決に付き大審院に爲したる上告は大審院に於て之を抗告として取扱ひ其結局を告ぐ可きものとせり

其第二條に「大審院に於て既に受理したる再審裁判管轄を定むるの訴及び嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴は治罪法の手續に従ひ大審院之を裁判す可し」とあり是れ刑事訴訟法は再訴なるものを廢し又裁判管轄を定むるの



新は直轄上級裁判所に於て爲す可きものと爲したるか故に區裁判所の管轄事件に付ての争は地方裁判所又地方裁判所の管轄事件に付ての争は控訴院に於て裁判管轄を定むるの訴を受理す可きものなり然るに従前は總て大審院に於て之を裁判したり従て此刑事訴訟法の頒布と共に權限に屬せざるものとされり然りと雖も治罪法の下に於て許したる哀訴の方法に従ひ哀訴したる者は既得の權利を有する者なれば之をして消滅に歸せしむるを得ず故に舊治罪法の規則に従ひ之を裁判を爲し結局を告ぐるなり又裁判管轄に付ても高等裁判所の裁判を受くるは訴訟關係人の利益なるもののみならず之を正當管轄の裁判所に移すべきは徒に手續を煩勞ならしむるに至るへければなり

其第三條には既に發したる拘留狀及び收監狀は此法律に定めたる拘留狀と同一の効力を有するものとせしめられ是れ新刑事訴訟法は拘留狀の効力を重からしめ舊治罪法の如く僅に十日間の効力を有するに過ぎざるものにあらず又刑事訴訟法は收監狀なるものを廢し拘留狀を以て之れと同一の

効力あるものとせり従て舊治罪法の下に於て發したる拘留狀及び收監狀の効力如何の問題を生ず可きか故に第三條を以て直に刑事訴訟法に於ける拘留狀の効力を有するものと決せり

第四條には此法律の規定に依り市町村長の爲す可き職務は市町村長を置くる地に在ては其職務を行ふ吏員に於て之を行ふ可きことを示せり故に市町村長は司法警察官として犯罪の捜索を爲す可きものなれども之れ在らざる土地に於ては實際市町村長の職務を行ふ吏員に於て之れを行ふ可きものなり是れ實際便宜上然らざるを得ざるを以てなり

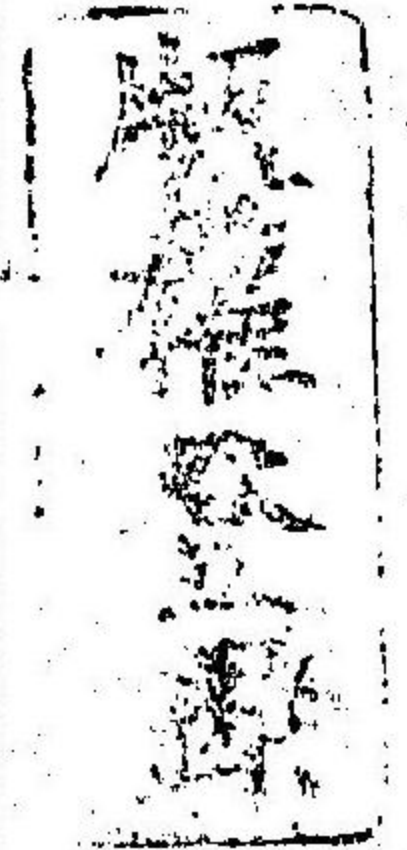
第五條に曰く「此法律は明治二十三年十一月一日より施行し其日より治罪法を廢す」と此法文より一大問題を生ず即ち舊治罪法の廢止と共に舊治罪法に附屬せる數多の附従の法律の命脉如何の問題是れなり或は曰く従は主と共に消滅せるものなれば主たる舊治罪法の消滅に歸したる已上は従たる其附従の法律も消滅に歸す可きは主従其存亡を同ふすとの原則によらざるに然る可き所なりと眞に然り主従其消長を等するの原則を嚴格に



適用するときは治罪法の廢止と共に其附従の法律も亦廢止せられたりと言はざるを得ず然れども實際上に於て此の如く論結するときは頗る其不便を生し爲めに事務を擧ぐる能はざる可し蓋し立法者は治罪法と共に其附従の法律をも消滅に歸せしむるの意思にあらざるへし只立法者は附従の法律は尙ほ命脈を存することを明言せざりしう故に遂に論者の服罪を受くるに望れり故に實際上に於ては尙ほ其命脈を存するものとして取扱はざる可からず若し刑事訴訟法頒布の際舊治罪法附屬の法律は尙ほ其命脈を存することを明言するか若くは特別に之に關する法律を頒布したりしならば完全なりしならん

刑事訴訟法講義終

明治二十五年三月三十日印刷  
同 年四月二日出版



編輯者

東京府士族 堀中徹

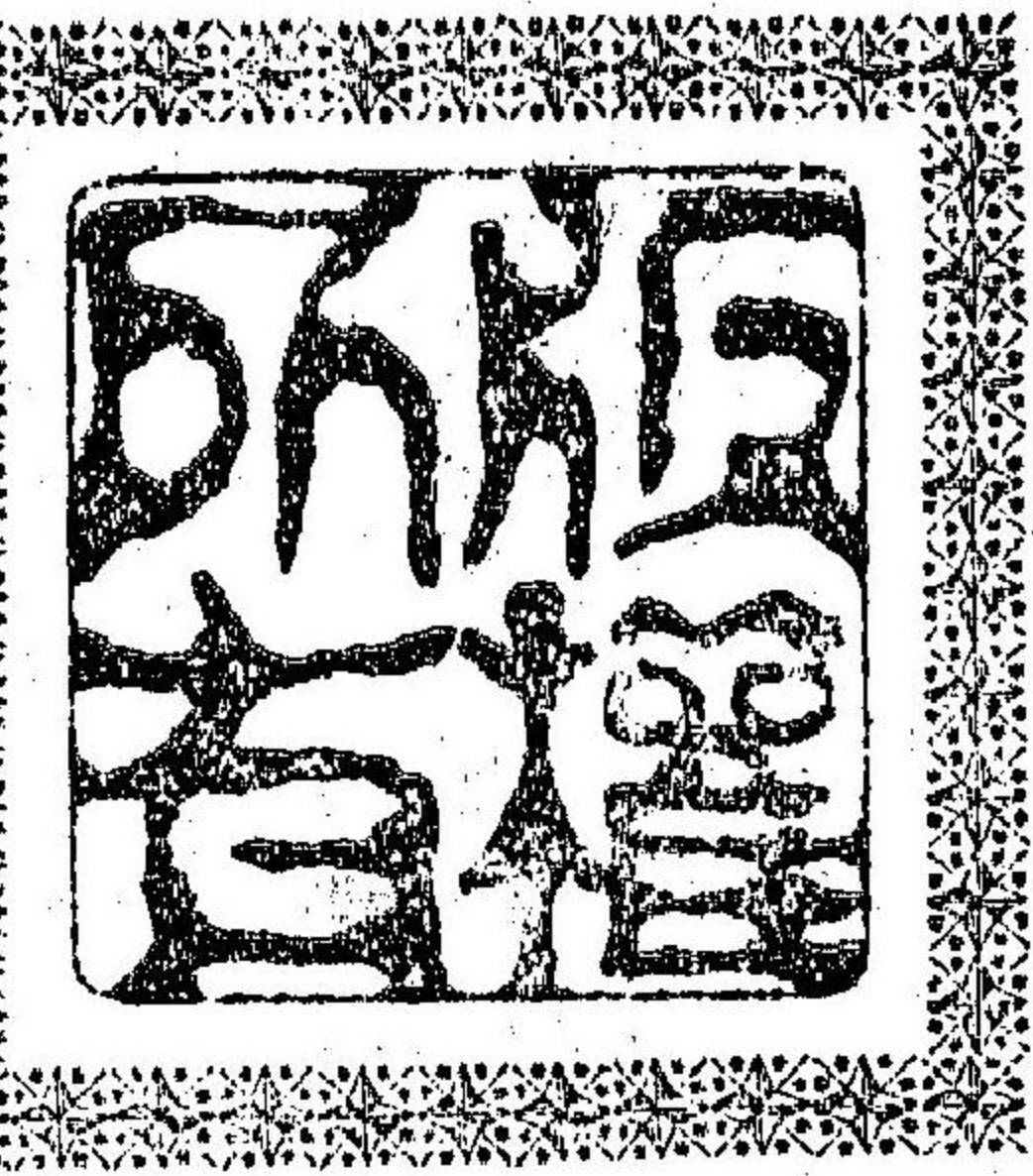


東京市神田區駿河  
北甲賀町十四番地

印刷者

東京府平民 近藤圭造

東京市麹町區飯田町  
五丁目二十六番地



發行所

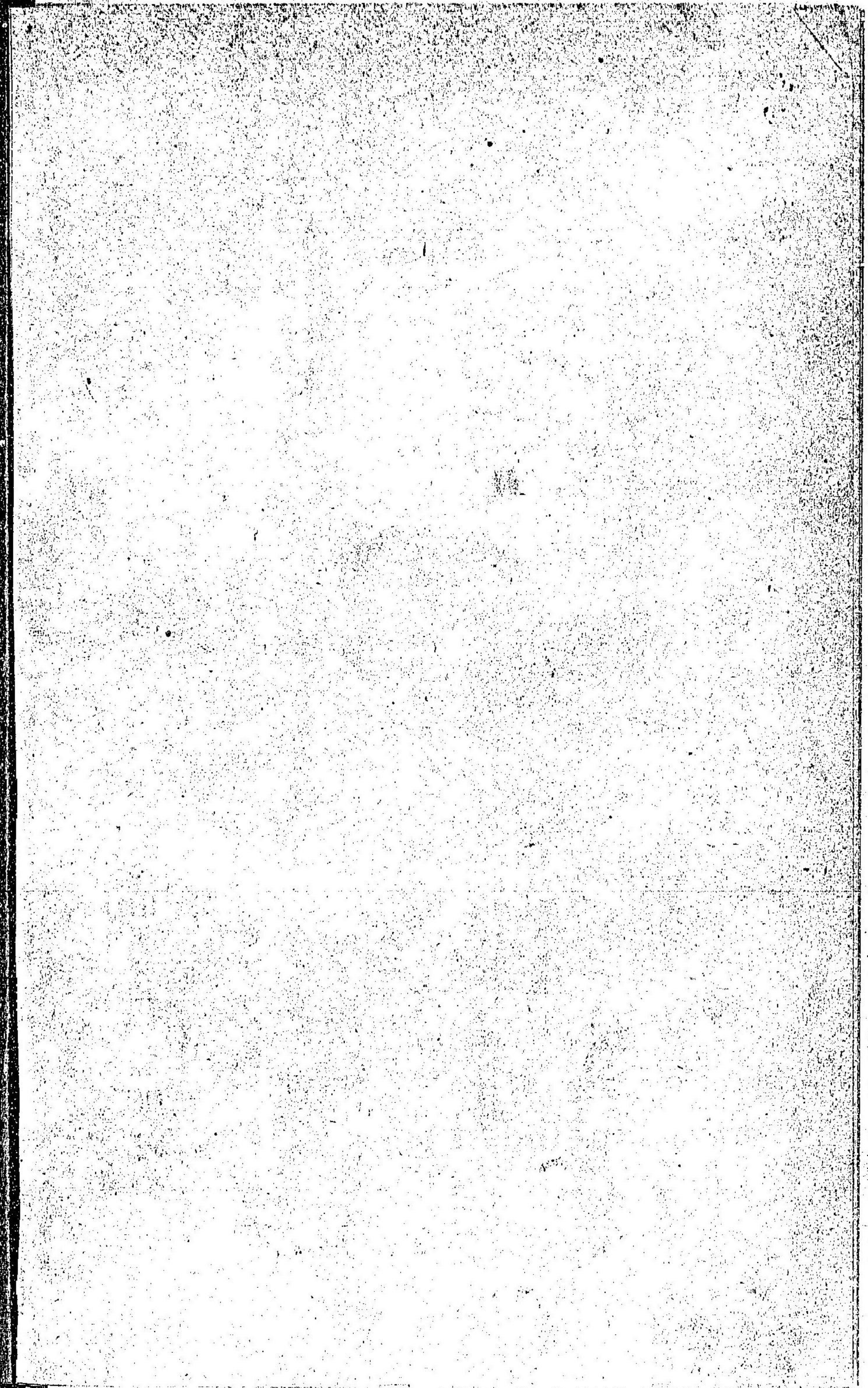
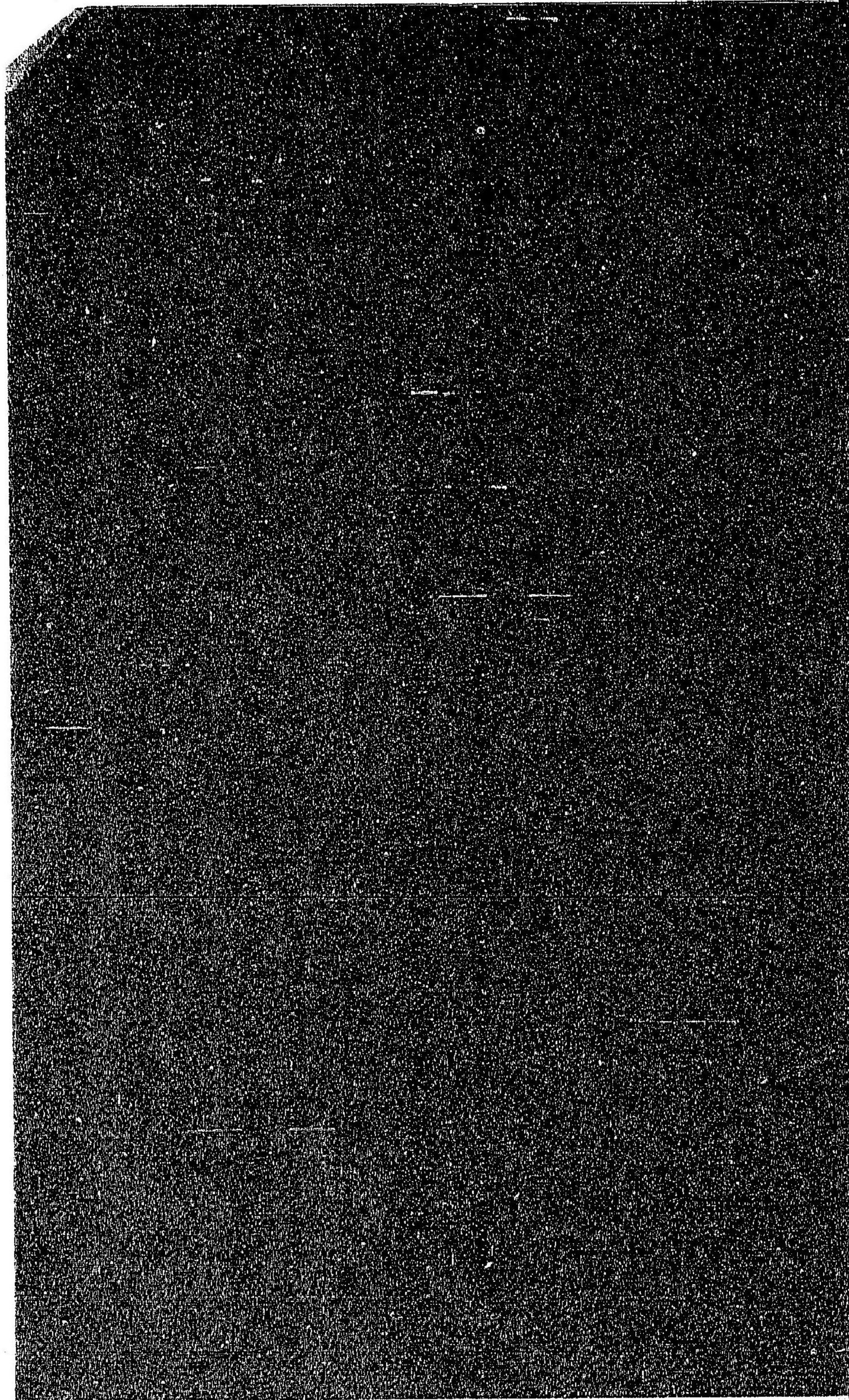
私立 日本法律學校

東京市麹町區飯田町五丁目八番地

賣捌所

東京市神田區一ッ橋通町七番地三號地 有斐閣本店  
東京市神田區一ッ橋通町七番地五號地 有斐閣雜誌店

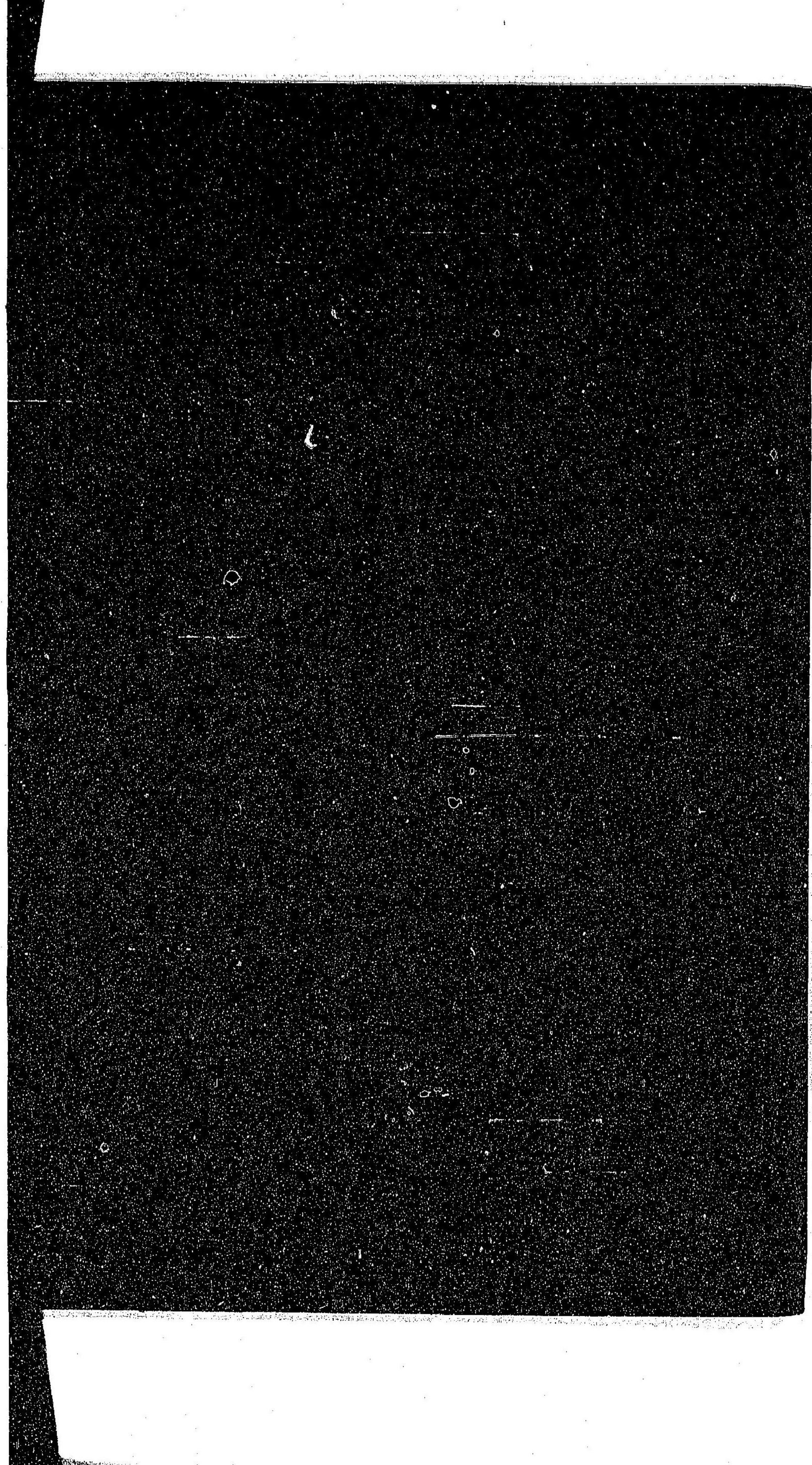






42  
100







036687-000-4

42-100

刑事訴訟法講義

寺尾 亨/述

M25

BBS-0110





